

4 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2012年7月4日

◆審査事項「東日本大震災の復興支援と放射線問題に対する取組について」

Q 村岡委員

- 1 職員派遣の報告書について、全国知事会においては本県が主体となって取りまとめているとの答弁があったが、早めに作る必要がある。いつまでに報告書をまとめるのか。
- 2 小さい子を持つ親は、食品中の放射性物質について、「安全」と「安心」に乖離があるようだ。この乖離を埋めるために県はどのような対応を考えているのか。
- 3 本県内に公立の小中学校は何校あって、現在、食材の放射性物質の検査をしていない学校はどの位あるのか。また、給食一食全体の検査をしている学校は何校あるのか。併せて、それについて県の考え方を教えてもらいたい。
- 4 中川のナマズから放射性物質濃度の基準値超えが出たが、この原因について、県ではどのように考えているのか。
- 5 放射線汚染の情報について、県のホームページは以前と比べると分かりやすくなった点は評価するが、県民向けの情報提供という点では市町村との情報の共有に関してどの辺りが改善されたのか。

A 危機管理課長

- 1 本県が主体となって行うが、単独で行うものではなく全国知事会として報告書を取りまとめるものであるため、若干時間がかかる。なお、取りまとめたものは、地域防災計画の見直しや今年度から着手した地震被害想定結果に基づく対策に結び付けていく。

A 食品安全課長

- 2 国は、暫定規制値設定の段階で、食品から摂取できる線量の上限を年間ミリシーベルトとして「安全」を確保した。新基準では、「安心」

の観点から、上限を1ミリシーベルトに引き下げ、一層厳しいものとなった。さらに、小さい子を持つ親の不安に応え、乳児用食品や牛乳については、更なる安心の確保のために一般食品の半分の値である50ベクレル/kgとした。とはいえ、いくら安全が確保できても安心が確保できる訳ではないので、本県では、食品中の放射性物質の検査を行い、県民に分かりやすく情報提供するとともに、地域への出前講座等の場を設けることなどにより、放射性物質に対する正しい理解を促進し、県民の不安解消に努めている。

A 保健体育課主幹

- 3 平成23年度の学校基本調査によれば、本県内の公立小学校数は818校、公立中学校数は423校である。検査は各市町村が実施しているが、実施している学校数の把握は困難である。なお、給食一食全体の検査をしている市町村は32ある。出荷流通段階の検査により、放射性物質が基準値を超えた食材は市場に流通しないことになっているので、県としては、各市町村が実施している給食の検査は保護者の安心の確保を目的としているものであると考えている。保護者の安心を得るための方法には様々な方法があり、食材の検査、一食全体の検査もその一つの方法であると考えている。

A 生産振興課長

- 4 放射線が高い地域では、川の底泥が高くなる傾向がある。具体的には、江戸川の底泥が高い傾向にあるため、江戸川の水が中川に流れ込んだのではないかと推察される。また、ナマズは河川における食物連鎖の頂点にいるため、川底の虫を食べた小魚を更にナマズが食べて高くなったのではないかと推察される。原因については、分からないことが多いが、現時点で水産研

研究所の知見によると、このようなことが推察される。なお、同じ中川水域のフナやコイを検査したところ基準値以内であった。

A 環境政策課副課長

4 河川水及び底泥中の放射性物質については、今年の2月に環境省で調査を実施している。荒川は鴻巣市と戸田市・和光市、利根川は利根大堰、江戸川は三郷市の地点で測定しており、河川水は全て検出下限値以下であった。底泥は35～530ベクレル/kgの範囲であった。また、ナマズから基準値を超える放射性物質が検出されたことを受け、5月14日に県が中川の八条橋で測定したところ、河川水は検出下限値以下、底泥は73ベクレル/kgであった。底泥の放射性物質が特に高いといった状況ではない。

5 市町村との連携や情報共有については、例えば、4月・5月は、県東南部5市1町で設置した埼玉県東南部地域放射線対策協議会へ県職員が参加したり、県・三郷市・吉川市による汚染状況重点調査地域連絡会議を通じて情報共有を図った。また、県では、県内市町村の東京電力への賠償請求状況について調査し、その結果を取りまとめて市町村に情報提供した。さらに、県のホームページには、各市町村の放射線対策担当窓口、放射線量等の測定結果及び測定機器の貸出しのリンクを貼った。

Q 村岡委員

1 派遣された職員については、復帰後、ワーキングや交流会などを実施していると聞いている。こうした取組を積み重ね、報告書に反映させていくことが必要と思うが、いかがか。

2 新基準には経過措置が設けられているが、経過措置はいつまでなのか。特に、粉ミルクなど乳児用食品の新基準の経過措置はどうなっているのか。

3 ナマズの基準値超えについて、生産振興課長と環境政策課副課長から答弁があったが、結局のところ、基準値を超えた原因は、泥なのか、

それとも餌なのか。

4 放射能汚染の情報について、県のホームページから市町村のホームページへは入りやすいが、逆に市町村のホームページから県の総合案内に入るのは複雑で分かりにくい。改善ができないのか。

A 危機管理課長

1 派遣された個々の職員の報告書については、整理してまとめたい。また、全国知事会の報告については、これまでの防災・減災対策でどういった点が欠落し、それをどのように埋めていくべきかなどといった視点から、自治体間における連携の仕組みなど、広域的なテーマに関する報告となるものと考えており、個人の報告書とは性質が異なる。現在、新潟県・静岡県・兵庫県などと一緒に取り組んでいる。

A 食品安全課長

2 本年4月1日以降に製造された加工食品については、新基準の適用となるが、3月31日までに製造された加工食品は賞味期限が切れるまで経過措置の適用を受ける。乳児用食品については、加工食品の分類に入るが、賞味期限が9か月程度とされているため、3月31日までのものについては、その賞味期限が経過措置となる。

A 生産振興課長

3 川の流れが緩やかな所では、底泥に放射性物質がたまりやすい。現時点での水産研究所の知見から、底泥や餌に原因があるのではないかという可能性について申し上げたが、はっきりした原因については分からないとしかお答えできない。

A 環境政策課副課長

4 市町村のホームページから県のホームページに入りやすくするために、早速、県総合窓口へリンクを貼ってもらうよう市町村に働き掛けて

いく。

(意見・提言)

村岡委員

食品中の放射性物質については、内部被ばくとの関わりがあるだけに、今後とも是非検査を継続して行うとともに、「安全」と「安心」の乖離を埋めるためにも県民に分かりやすい情報提供をお願いしたい。